

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 28 年 3 月 2 日（水）午前 9 時 30 分～午前 10 時 4 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 武蔵村山市第四次情報化基本計画（案）について 2 武蔵村山市第二次環境基本計画（案）について 3 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1 について：原案のとおり決定する。 議題 2 について：原案のとおり決定する。 議題 3 について：各種計画の策定に当たり、全員協議会で説明する要件及びスケジュールの基準について、企画政策課で検討し、策定すること。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市第四次情報化基本計画（案）について （総務部長説明） 本計画の策定趣旨と策定経過について御説明させていただく。情報化基本計画については、長期総合計画の個別計画として、本市の情報化施策の方向性を示す計画として策定されているところだが、現行の「第三次情報化基本計画」が本年度末をもって満了となることから、これに引き続く計画として、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年を計画期間とする「第四次情報化基本計画」として策定するものである。 計画（案）の策定に当たり、市民 1,000 人を対象に、アンケート調査を実施したほか、現行の「第三次情報化基本計画」に掲げる施策等の達成状況や課題等を明らかにするため、庁内アンケート調査、ヒアリング調査等を実施した。 これらの結果を踏まえて、庁内の情報化推進委員会において計画素案を作成し、その後、各課への素案の内容確認依頼を 2 回行うほか、現在策定中の「第四次長期総合計画後期基本計画（案）」や教育委員会で策定中の「ICT 教育環境整備計画（案）」との整合を図るため、主管課への意見照会、市民へのパブリックコメント等を実施し

た。

本日は、2月24日に開催された調整会議での意見等を踏まえ、原案に所要の修正を加え、「第四次情報化基本計画（案）」として示している。本計画（案）の内容について、文書情報課長から説明申し上げる。

（総務部文書情報課長説明）

「武蔵村山市第四次情報化基本計画（案）」について、説明させていただく。始めに、本計画案の概要について説明申し上げ、その後、2月24日に開催された調整会議での意見、指摘を踏まえ、修正を行った箇所について説明させていただく。

資料番号が入っていない「武蔵村山市第四次情報化基本計画（案）」の冊子を御覧いただきたい。表紙をめくると、市長の挨拶文、続いて、目次がある。目次に沿って概要を説明する。

第1章の「情報化基本計画の概要」は、「1 計画策定の目的」及び「2 計画の位置づけ」で構成している。

次に、第2章の「情報化基本計画策定にあたっての社会的背景」は、「1 情報通信技術の動向」及び「2 情報化政策の動向」で構成している。

「1 情報通信技術の動向」では、昨今のインターネット利用状況や利用端末、ソーシャルメディアの利用状況、公衆無線 LAN の広がり、情報セキュリティ対策、企業の情報システムにおけるクラウドサービスの利用等について述べている。

「2 情報化政策の動向」では、国の情報化政策の概要やマイナンバー制度、自治体におけるクラウドサービスの活用等について述べている。

次に、第3章の「地域情報化への課題」は、「1 市民の情報化ニーズ」及び「2 行政の情報化の現状と課題」で構成している。

「1 市民の情報化ニーズ」では、計画策定に当たって、市民ニーズを把握するために実施した市民アンケートの調査結果、課題等を述べている。

「2 行政の情報化の現状と課題」では、現行計画の実施状況や課題等を把握するために実施した庁内アンケート、ヒアリングの調査結果、課題等を述べている。

次に、第4章の「新たな情報化基本計画に向けて」は、「1 情報化基本計画の方向性」、「2 情報化基本計画の基本理念と基本目標」、「3 情報化基本計画の体系」及び「4 情報化基本計画の施策」で構成している。

「1 新たな情報化基本計画の方向性」では、国の動向等を踏まえ、

次期計画の策定に当たっては、「利便性」「効率化」「安心・安全」「活性化と成長」という 4 つの視点を目標の柱として位置付ける必要があることを述べている。

「2 情報化基本計画の基本理念と基本目標」では、「ICT を活用した、暮らしやすい活力あるまちを目指して」を基本理念として、先の 4 つの視点を目標の柱に掲げ、それぞれの柱で登載する施策内容を総論的に述べている。

「3 情報化基本計画の体系」では、「利便性」「効率化」「安心・安全」「活性化と成長」という 4 つの柱に、合計 24 の施策を体系化している。

「4 情報化基本計画の施策」では、(1)から(4)の施策の柱に掲げる 24 の施策について、その概要や年次計画等を述べている。

最後に、第 5 章の「計画の推進に向けて」は、「1 情報化の推進体制」、「2 計画の進行管理」、「3 職員の情報リテラシーの向上」及び「4 情報セキュリティ対策」で構成している。

「1 情報化の推進体制」では、今後も庁内の情報化推進委員会等を活用し、情報化施策の推進を行っていくこと等を述べている。

「2 計画の進行管理」では、情報化施策の効果を高めるため、PDCA サイクルの実施に取り組む旨を述べている。

「3 職員の情報リテラシーの向上」では、情報化の推進に当たり、職員の ICT 活用能力を高めていくことが必要であり、職員への知識、技能の習得に取り組んでいくこと等を述べている。

「4 情報セキュリティ対策」では、日本年金機構における個人情報流出事案やマイナンバー制度の導入などにより、市民は、個人情報の漏えいによる不正利用の恐れを懸念していることから、本市では、引き続きハード及びソフトの両面において、情報セキュリティ対策を徹底していく旨を述べている。

以上が本計画（案）の概要である。

続いて、2 月 24 日に開催された調整会議での意見、指摘等を踏まえ、修正した箇所を説明する。

資料 1 及び資料 2 を御覧いただきたい。

資料 1 については、調整会議での意見等を踏まえ、修正を要したページのみを配布している。

資料 2 については、調整会議での意見等を踏まえた「意見等対応一覧」として整理している。

黄色で示した箇所が、計画案に対し修正が必要な意見、白色で示した部分が当日の質問に対する回答となっている。本日は、計画案を修正する必要がある「黄色」で示した 7 項目について、確認をお願いする。

資料 2 の No.1 の本計画書の表紙等については、2 月 23 日付の事務連絡で企画財部部長より発出された通知に基づき、計画書の表紙等の体裁を統一すべきとの意見である。

資料 1 を御覧いただきたい。表紙のほか、最終頁には背表紙、最終頁の 1 枚前の「奥付」について、体裁を統一している。

続いて、No.2 の「市長の挨拶文の表題」については、資料 1 の 2 枚目のとおり、「はじめに」という表記を「武蔵村山市第四次情報化基本計画策定に当たって」に修正している。

続いて、No.4 の「図表 2-10 国の情報化政策の変遷」については、文字が小さいこと、また、図にある戦略名が西暦表記であることから、和暦での表記を併記すべきとの意見があった。図を若干拡大し、「西暦表記」と「和暦表記」を記載している。

続いて、No.5 の「第三次情報化基本計画の施策内容」の表については、「目標 1 市民の利便性向上と情報共有・交流の強化」が左寄りになっているため、中央寄りにすべきとの意見があったことから、中央寄りに修正した。

続いて、No.6 の「①公金の納付方法の多様化」については、「計画」と「現状」の表の色が他のページと異なっているとのことから、修正した。

続いて、No.8 の「②ICT を活用した便利な窓口サービスの実現（インターネットを利用した申込みサービスの拡充）」の施策概要については、「粗大ごみの回収申込み」が例示として掲げているが、策定中の第六次行政改革大綱にも掲載がないため、同大綱に位置付けのある「市税等口座振替の Web 申込み」など、実施見込みのある施策に変更すべきとのことから、「施策概要」及び「期待される効果」に記載されている文言を修正した。また、施策概要の内容変更に伴い、「主な関係課」の欄にある「ごみ対策課」を「収納課」に修正した。

最後に、No.9 の「施策概要」については、「実現までのプロセス」が「平成 28 年度 実施」と記載してしまうと施策概要に記載された事業全てが、平成 28 年度と読み取れてしまうとの意見があったことから、インターネットを利用した申込サービスの内容として、「公共施設予約システムの拡充」及び「市税等口座振替の Web 申込みなど」に修正した。

また、「公共施設予約システムの拡充」と「市税等口座振替の Web 申込みなど」に表を区分し、年次計画を変更しており、「市税等口座振替の Web 申込など」の平成 29 年度の表記については、「実施（随時検討・実施）」としているが、インターネットを利用した申込サービスには、これ以外にも検討する必要があることから、このような表記にさせていただいた。

「武蔵村山市第四次情報化基本計画（案）」の説明については以上である。

（質 疑）

- 本計画（案）の2頁の「図表 2-2 年齢階層別のインターネット利用状況（人口普及率）の推移」に、「60～64歳」と記載されているが、「60～69歳」ではないのか。
- 修正する。なお、本計画書の中身を精査し、遺漏のないよう対応したい。

（結 果）

原案のとおり決定する。

議題 2 武蔵村山市第二次環境基本計画（案）について

（協働推進部環境担当部長説明）

本計画について、本日までの策定経過を説明させていただく。現行の計画が平成27年度末で計画期間が満了することから、平成26年9月に、市民2,000人、事業者200社に対し基礎調査を実施し、平成26年12月に、環境審議会に対し諮問を行った。平成27年4月に、庁内関連部署へのヒアリングを行い、平成27年10月に、会議を6回開催し、環境審議会より答申を受けた。その後、平成27年12月に調整会議を開催し、平成28年1月5日から2月3日まで、パブリックコメントを行ったが、意見提出はなかった。平成28年2月23日に全員協議会が開催され、本日に至る。

次に、「第二次環境基本計画（原案）に対する市議会全員協議会での意見及び市の考え方等」及び「第二次環境基本計画（原案）の修正点」について、環境課長より説明申し上げる。

（協働推進部環境課長説明）

資料3の「全員協議会での意見等に対する市の考え方等」を基に説明する。資料3は、「項目」、「意見及び要望（要旨）」、「市の考え方」及び「参照ページ」の順となっている。資料1の「武蔵村山市第二次環境基本計画（原案）について」及び資料2の「武蔵村山市第二次環境基本計画（原案）概要版」の各ページも参照していただきたい。

資料3の1頁の「紙の使用量削減」において、本計画の広資料については、「市HPに掲載する」旨の周知のみとし、本計画には掲載していないが、「地球温暖化対策実行計画」での取組内容としている。また、庁内情報共有システムを用い、紙の使用抑制に努めている。

続いて、2頁の「道路のレクリエーション機能」については、本市

の自転車道において、ベンチ等を設置するなど、多様な機能を持たせることとしている。

また、2頁の「地場産野菜率の増加」については、農業関係者の協力を得ながら、取り組みたいと考えている。

続いて、3頁の「外来生物等」については、「生物多様性地域戦略」の策定についても検討することとしている。

また、3頁の「生ごみ処理機器購入補助制度」については、制度の在り方を検討し、関連計画との整合性を再度調整することとしている。

続いて、4頁の「ごみの発生抑制」については、関連部署が連携を図り、市民及び事業者へ対しての発生抑制の啓発に努めることとしている。

続いて、5頁の「航空機騒音測定器の移設」については、機会を捉えて、国への要望を検討することとしている。

続いて、6頁の「酸性雨調査」については、調査を毎月1回実施しており、平成21年度以降数値は安定しているため、計画に記載していない。また、東京都の環境白書にも記載されていない。

また、6頁の「犬のふんの放置防止パトロールの実施体制等」については、早朝及び夕方にパトロールを実施することにより実績を積み上げていくこととしている。

次に、資料4の「第二次環境基本計画（原案）の修正点」である。

1点目は、計画書の21頁及び概要版の9頁の「街路樹の管理」の「主な内容」であるが、原案では、「歩道・自動車道については」と記載していたが、「歩道・自動車道」には、自転車道が含まれず、本市の実態とそぐわない内容となってしまう。関連部署と協議した結果、「歩道等については」と記載することが適切であるとの結論に至ったため、修正することとした。

2点目、計画書の37頁及び概要版の14ページの「自主的なごみ減量に対する支援」の「主な内容」であるが、原案では、「生ごみ処理機器購入補助制度や資源回収奨励金制度などの充実を図り」と記載していたが、関連部署と協議した結果、「生ごみ処理機器購入補助制度」の記載を削除することが適切であるとの結論に至ったため、修正することとした。

最後に、計画書原案及び概要版の表題、写真の見出し等の体裁については、追加及び修正する。

「武蔵村山市第二次環境基本計画（案）」の説明については以上である。

（質 疑）

